

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○派遣社会教育主事に係る準特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正 57

告 示

北海道告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

知内土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成18.4.8	理事	森 永 勉	上磯郡知内町字森越44番地
同	同	同	松 井 盛 泰	字元町138番地
同	同	同	辻 田 惠 一	字重内66番地310
同	同	同	中 村 敏 雄	字森越102番地
同	同	同	城 地 二三男	字重内33番地141
同	同	同	野 口 健 一	字上雷48番地
同	同	同	笠 松 彰	字重内33番地330
同	同	同	歸 山 一 美	字上雷30番地
同	同	同	大 嶋 健 司	字重内106番地
同	同	監事	手 塚 守	字元町74番地
同	同	同	中 村 修 司	字上雷108番地
同	同	同	伊 藤 勝 夫	字重内66番地
退任	同 18.4.7	理事	森 永 勉	字森越44番地
同	同	同	松 井 盛 泰	字元町138番地
同	同	同	丸 山 義 隆	字上雷72番地
同	同	同	辻 田 惠 一	字重内66番地310
同	同	同	中 村 敏 雄	字森越102番地
同	同	同	城 地 二三男	字重内33番地141
同	同	同	野 口 健 一	字上雷48番地
同	同	同	杉 本 光 弘	字重内121番地
同	同	監事	伊 藤 政 博	字元町235番地
同	同	同	手 塚 守	字元町74番地
同	同	同	笠 松 彰	字重内33番地

余市土地改良区

目 次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業支援課)	43
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....	(農業支援課)	44
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業支援課)	44
○農業振興地域の指定の一部改正.....	(農地調整課)	44
○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正.....	(農地調整課)	44
○農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正.....	(農地調整課)	45
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	45
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(水産振興課)	45
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	45
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	47
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	47
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路課)	47
○都市計画法第34条第8号の3の区域の指定.....	(都市計画課)	47

支 庁 告 示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	48
--------------------------------------	----

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	48
----------------------------	----

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	49
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	52
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	53
○特地部局及びその級別の指定の一部改正.....	54
○準特地部局の指定の一部改正.....	56
○市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正.....	56

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成18. 4. 5	理 事	神 隆 一	余市郡余市町豊丘町676番地
同	同	同	宮 野 安 民	同 豊丘町1094番地

俱知安土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成18. 4. 11	監 事	大 門 幸 雄	虻田町俱知安町字瑞穂358番地
同	同	同	中 澤 博 美	同 字八幡36番地
退 任	同 18. 4. 10	同	橋 岡 政 義	同 字寒別296番地
同	同	同	大 門 幸 雄	同 字瑞穂358番地
同	同	同	中 澤 博 美	同 字八幡36番地

遠別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
退 任	平成18. 4. 6	理 事	田 村 洋 一	天塩郡遠別町字本町5丁目3番地の51

北海道告示第392号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所変更の届出があった。

平成18年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

網走川土地改良区

理事・監事の別	氏名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	齋 藤 純 男	女満別町字住吉847番地	大空町女満別住吉847番地
同	城 地 克 巳	同 字豊里14番地の10	同 女満別豊里14番地の10
同	岡 田 大 実	同 字本郷61番地	同 女満別本郷61番地
同	涌 島 照 見	同 字住吉338番地の10	同 女満別住吉338番地の10
監 事	本 田 光 男	同 字住吉451番地	同 女満別住吉451番地

静内町土地改良区

理事・監事の別	氏名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	岡 田 義 彦	静内郡静内町神森132番地	日高郡新ひだか町静内神森132番地
同	藤 川 松 男	同 字豊畑215番地	同 静内豊畑215番地
同	中 道 雅 則	同 清水丘47番地	同 静内清水丘47番地
同	石 川 栄 一	同 字目名391番地の1	同 静内目名391番地の1

同	上 島 昇 一	同	字田原79番地	同	静内田原79番地
同	野 表 篤 夫	同	字西川347番地の2	同	静内西川347番地の2
同	保 土 沢 稔	同	字東別103番地の3	同	静内東別103番地の3
監 事	山 口 明 秀	同	字田原450番地	同	静内田原450番地
同	安 田 豊 重	同	字豊畑484番地の2	同	静内豊畑484番地の2

北海道告示第393号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成18. 4. 12	網走川土地改良区
同 18. 4. 14	北見土地改良区
同	留辺蘂土地改良区
同 18. 4. 17	東和土地改良区
同	永山土地改良区

北海道告示第394号

昭和45年北海道告示第703号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように改正する。その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示703号の一部を次のように改正する。
音更地域の事項中「平成17年北海道告示第244号」を「平成18年北海道告示第311号」に改める。
- 2 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
北広島地域の事項中「平成17年北海道告示第244号」を「平成18年北海道告示第311号」に改める。
- 3 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。
栗山地域の事項中「昭和63年栗山町告示第33号」を「平成18年栗山町告示第34号」に改める。

北海道告示第395号

平成9年北海道告示第807号（農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

「旭川市のうち旧永山村の区域 赤平市 砂川市 伊達市」を「旭川市のうち旧永山村の区域 赤平市 砂川市 伊達市 北斗市のうち旧大野町の区域」に、「札幌市のうち北区、東区及び手稲区の区域 帯広市のうち旧帯広市の区域 夕張市」を「札幌市のうち北区、東区及び手稲区の区域 帯広市のうち旧帯広市の区域 夕張市 北斗市のうち旧上磯町の区域」に、「函館市のうち旧函館市及び旧亀田市の区域 苫小牧市 登別市」を「函館市のうち旧函館市及び旧亀田市の区域 苫小牧市 登別市 北斗市のうち旧茂別村の区域」に、

「渡島支庁管内 知内町 大野町 七飯町	1.5	
上磯町のうち旧上磯町の区域	1.0	を
上磯町のうち旧茂別村の区域 森町のうち旧森町の区域	0.5	
「渡島支庁管内 知内町 七飯町	1.5	
森町のうち旧森町の区域	0.5	に改める。

北海道告示第396号

平成9年北海道告示第808号（農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

「函館市のうち旧亀田市の区域」を「函館市のうち旧亀田市の区域 北斗市のうち旧上磯町及び旧大野町の区域」に、「函館市のうち旧銭亀沢村、旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町の区域 小樽市のうち旧塩谷村の区域」を「函館市のうち旧銭亀沢村、旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町の区域 小樽市のうち旧塩谷村の区域 北斗市のうち旧茂別村の区域」に、「知内町 上磯町（旧茂別村の区域を除く。） 大野町」を「知内町 北斗市（旧茂別村の区域を除く。）」に、「松前町 福島町 木古内町 上磯町のうち旧茂別村の区域」を「松前町 福島町 木古内町」に、「中札内村 更別村 忠類村」を「中札内村 更別村 幕別町のうち旧忠類村の区域」に、「音更町 土幌町 幕別町」を「音更町 土幌町 幕別町のうち旧幕別町の区域」に改める。

北海道告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（平和2地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年4月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第398号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 名称 平成18年度日本海ニシン種苗生産委託業務
- (2) 数量 ニシン200万尾

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年4月3日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 社団法人北海道栽培漁業振興公社
- (2) 住所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

49,980,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局水産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第399号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 稚内市大字宗谷村字富磯308・309・352の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第400号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 天塩郡天塩町字川口8691・8694・8699(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、8692、8696

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン144・176の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第401号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字川北2の4・3の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第402号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 名寄市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第403号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第404号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3

項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同条第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第403号のとおりである。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

標津郡標津町字薫別5の3ほか1筆所在の森林について所有権を有する 今井 智子
標津郡標津町字薫別259の7所在の森林について所有権を有する 佐藤 豊治
標津郡標津町字薫別271所在の森林について所有権を有する 大沼 善雄

北海道告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	八雲厚沢部線				
3 道路の区域					
区	間	前後変更の別	敷地の幅員	延長	国道等の重複区間
檜山郡厚沢部町字上里36番1地先から		前	7.50mから	1,205.90m	
檜山郡厚沢部町新町104番1地先まで			17.50mまで		
		後	13.50mから	1,178.20m	
			32.80mまで		

北海道告示第406号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例(平成15年北海道条例第2号)第2条第1項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課及び音更町建設水道部都市開発課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

指定した土地の区域(土地の区域を示す図面のとおり)

音更町新通15丁目及び東通15丁目の一部

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第11号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月25日

北海道石狩支庁長 三 好 昇

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	登 録 取 消 年 月 日
札幌市中央区南10条西10丁目1-20 さくらビル2階	ステップ	小 倉 強 史	北海道知事(1)石第02810号	平成18年4月17日

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第48号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年4月25日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学附属病院寝具類貸借契約

(1) 患者用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	276,700組
(2) 病衣	1日1組当たりの単価	調達予定数量	185,000組
(3) 肌着(下着)	1枚当たりの単価	調達予定数量	6,600枚
(4) 肌着(中着)	1枚当たりの単価	調達予定数量	6,600枚
(5) 肌着(長着)	1枚当たりの単価	調達予定数量	6,600枚
(6) 洋オムツ	1枚当たりの単価	調達予定数量	1,500枚
(7) 保育器用シーツ	1枚当たりの単価	調達予定数量	2,400枚
(8) 宿直用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	19,500組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年3月16日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 ワタキューセイモア株式会社
- (2) 住 所 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 137.9円
- (2) 42.4円
- (3) 34円
- (4) 34円
- (5) 34円
- (6) 17.5円
- (7) 50円
- (8) 284.3円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年4月25日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア 落札に係る物品等の名称 ドセタキセル(20mg(溶解液付)/瓶)
1瓶当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 1,600瓶
- (2)ア 落札に係る物品等の名称 パクリタキセル(30mg 5ml/瓶)
1瓶当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 4,500瓶
- (3)ア 落札に係る物品等の名称 リツキシマブ(遺伝子組換え500mg50ml/瓶)
1瓶当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 150瓶
- (4)ア 落札に係る物品等の名称 インフリツキシマブ(遺伝子組換え100mg/瓶)
1瓶当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 340瓶

2 落札を決定した日

平成18年3月17日

3 落札者の氏名及び場所

- (1) 氏名 株式会社ほくやく
住所 札幌市中央区北11条西14丁目1番1号
- (2) 氏名 株式会社スズケン
住所 名古屋市東区東片端町8番地
- (3) 氏名 株式会社スズケン
住所 名古屋市東区東片端町8番地
- (4) 氏名 株式会社ほくやく
住所 札幌市中央区北11条西14丁目1番1号

4 落札金額

- (1) 19,200円
- (2) 13,803円
- (3) 204,060円
- (4) 100,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年1月24日付け札幌医科大学告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第10号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から適用する。ただし、胆振支庁管内の項中大滝小学校、大滝中学校及び伊達・壮瞥学校給食大滝区共同調理場に係る規定及び日高支庁管内の項中里平小学校、正和小学校、豊郷小学校、賀張小学校、門別中学校、門別小学校、清畠小学校、厚賀小学校及び厚賀中学校に係る規定は平成18年3月1日から、網走支庁管内の項中日吉小学校、瑞穂小学校、瑞穂中学校、大和小学校、川沿小学校、温根湯小学校、温根湯中学校、常呂小学校、北見市常呂学校給食センター、常呂高等学校、常呂中学校及び錦水小学校に係る規定は平成18年3月5日から、宗谷支庁管内の項の規定は平成18年3月20日から、空知支庁管内の項の規定、上川支庁管内の項の規定及び胆振支庁管内の項中むかわ町生田、むかわ町穂別仁和、むかわ町穂別稲里、むかわ町穂別富内、むかわ町穂別和泉、穂別小学校、穂別中学校、穂別高等学校、洞爺小学校、洞爺中学校、洞爺給食センター、成香小学校、香川小学

校、大原小学校、洞爺湖温泉小学校及び花和小学校に係る規定は平成18年3月27日から適用する。

平成18年4月25日

北海道人事委員会委員長 中澤 義 則

空知支庁管内の項中

「	夕張市滝ノ上	滝の上小学校	1	」	を
「	夕張市滝ノ上	滝の上小学校	1	」	に改
	岩見沢市北村赤川	岩見沢市立学校給食北村共同調理所	1		
	岩見沢市北村中央	北村小学校	1		
	岩見沢市北村中央	北村中学校	1		
	岩見沢市栗沢町美流渡栄町	美流渡小学校	1		
	岩見沢市栗沢町美流渡栄町	美流渡中学校	1	」	

め、

「	北村字赤川	北村学校給食センター	1	」	を削
	北村字中央	北村小学校	1		
	北村字中央	北村中学校	1		
	栗沢町美流渡栄町	美流渡小学校	1		
	栗沢町美流渡栄町	美流渡中学校	1		

り、上川支庁管内の項中

「	名寄市字智恵文12線	智恵文小学校	1	」	を
「	名寄市字智恵文12線	智恵文小学校	1	」	に改
	名寄市風連町字日進	風連日進小学校	1		
	名寄市風連町字日進	風連日進中学校	1		

め、

「	風連町字日進	日進小学校	1	」	を削
	風連町字日進	日進中学校	1		

り、宗谷支庁管内の項中

「	中頓別町字上駒	中頓別農業高等学校	1	」	を
---	---------	-----------	---	---	---

「 中頓別町字上駒 枝幸町歌登本幌別 枝幸町歌登本幌別 枝幸町歌登志美宇丹 枝幸町歌登志美宇丹	中頓別農業高等学校 本幌別小学校 本幌別中学校 志美宇丹小学校 志美宇丹中学校	1 4 4 4 4	に改	」	め、 「 歌登町本幌別 歌登町本幌別 歌登町志美宇丹 歌登町志美宇丹	本幌別小学校 本幌別中学校 志美宇丹小学校 志美宇丹中学校	4 4 4 4	を削	」	り、「歌登町西町」を「枝幸町歌登西町」に、「歌登町学校給食センター」を「歌登学校給食センター」に、「歌登町桧垣町」を「枝幸町歌登桧垣町」に改め、網走支庁管内の項中	「 北見市若松	若松小学校	1	を	」	「 北見市常呂町字日吉 北見市留辺蘂町丸山 北見市留辺蘂町丸山 北見市留辺蘂町大和 北見市常呂町字豊川 北見市若松	日吉小学校 瑞穂小学校 瑞穂中学校 大和小学校 川沿小学校 若松小学校	3 2 2 2 2 1	に改	」	め、 「 北見市上仁頃	上仁頃小学校	1	を	」	「 北見市上仁頃 北見市留辺蘂町温根湯温泉 北見市留辺蘂町温根湯温泉 北見市常呂町字常呂 北見市常呂町字常呂 北見市常呂町字常呂 北見市常呂町字土佐 北見市常呂町岐阜	上仁頃小学校 温根湯小学校 温根湯中学校 常呂小学校 北見市常呂学校給食センター 常呂高等学校 常呂中学校 錦水小学校	1 1 1 1 1 1 1 1	に改	」	め、 「 東藻琴村57 東藻琴村79 東藻琴村268 東藻琴村379 女満別町字豊里	東藻琴中学校 東藻琴高等学校 東藻琴小学校 東藻琴村学校給食センター 豊住小学校	1 1 1 1 1	」	「 留辺蘂町字丸山 留辺蘂町字丸山 留辺蘂町字大和 留辺蘂町字温根湯 留辺蘂町字温根湯	瑞穂小学校 瑞穂中学校 大和小学校 温根湯小学校 温根湯中学校	2 2 2 1 1	及び	」	「 常呂町字日吉 常呂町字豊川 常呂町字常呂 常呂町字常呂 常呂町字土佐 常呂町字岐阜	日吉小学校 川沿小学校 常呂小学校 常呂町学校給食センター 常呂高等学校 常呂中学校 錦水小学校	3 2 1 1 1 1	を削	」	り、 「 雄武町字雄武	雄武高等学校	1	を	」	「 雄武町字雄武 大空町東藻琴 大空町東藻琴 大空町東藻琴 大空町東藻琴 大空町女満別豊里	雄武高等学校 東藻琴中学校 東藻琴高等学校 東藻琴小学校 大空町東藻琴学校給食センター 豊住小学校	1 1 1 1 1 1	に改	」	め、胆振支庁管内の項中 「 苫小牧市字樽前	樽前小学校	1	を	」
--	---	-----------------------	----	---	---	--	------------------	----	---	---	------------	-------	---	---	---	---	--	----------------------------	----	---	-------------------	--------	---	---	---	---	--	--------------------------------------	----	---	--	--	-----------------------	---	--	---	-----------------------	----	---	---	--	----------------------------	----	---	-------------------	--------	---	---	---	---	--	----------------------------	----	---	-----------------------------	-------	---	---	---

静内町字田原	桜丘小学校	1	を削	うに改正し、平成18年3月31日から適用する。ただし、日高支庁管内の項中日高町富川東1丁目、日高町富川西12丁目及び日高町富川北7丁目に係る規定は平成18年3月1日から、網走支庁管内の項中端野小学校及び端野中学校に係る規定は平成18年3月5日から、上川支庁管内の項の規定及び胆振支庁管内の項の規定は平成18年3月27日から適用する。		
静内町字田原	静内農業高等学校	1				
静内町字東静内	東静内小学校	1				
静内町字東静内	静内第二中学校	1				
静内町字春立	春立小学校	1				
三石町字川上	川上小学校	4				
三石町字豊岡	延出小学校	2				
三石町字旭町	三石中学校	1				
三石町字歌笛	歌笛小学校	2				
三石町字本町	三石小学校	1				
三石町字鼻舞	鼻舞小学校	1				
三石町字本桐	本桐小学校	1				
り、						平成18年4月25日
「えりも町字東洋	東洋小学校	1			を	北海道人事委員会委員長 中澤義則
「えりも町字東洋	東洋小学校	1			に改	上川支庁管内の項中
新ひだか町三石川上	川上小学校	4	「士別市中士別町7線	中士別小学校		を
新ひだか町静内川合	川合小学校	2	「士別市中士別町7線	中士別小学校		に
新ひだか町三石豊岡	延出小学校	2	名寄市風連町字東風連	東風連小学校		
新ひだか町三石歌笛	歌笛小学校	2	改め、			
新ひだか町静内田原	桜丘小学校	1	「風連町字東風連	東風連小学校		を
新ひだか町静内田原	静内農業高等学校	1	削り、網走支庁管内の項中			
新ひだか町東静内	東静内小学校	1	「北見市豊地	豊地小学校		を
新ひだか町東静内	静内第二中学校	1	「北見市豊地	豊地小学校		に
新ひだか町静内春立	春立小学校	1	北見市端野町二区	端野小学校		
新ひだか町三石旭町	三石中学校	1	北見市端野町二区	端野中学校		
新ひだか町三石本町	三石小学校	1	改め、			
新ひだか町三石鼻舞	鼻舞小学校	1	「女満別町字昭和	女満別小学校		及
新ひだか町三石本桐	本桐小学校	1	女満別町字昭和	女満別中学校		
			女満別町字昭和	女満別町学校給食センター		
			女満別町字昭和	女満別高等学校		
める。			び			
			「端野町字2区	端野小学校	を	
			端野町字2区	端野中学校		
			削り、			
			「興部町字興部	興部高等学校	を	

北海道人事委員会告示第11号

平成13年北海道人事委員会告示第14号(へき地学校に準ずる学校の指定)の一部を次のよ

<p>「 興部町字興部 大空町女満別夕陽台1丁目 大空町女満別東陽3丁目 大空町女満別夕陽台1丁目 大空町女満別昭和</p>	<p>興部高等学校 女満別小学校 女満別中学校 大空町女満別学校給食センター 女満別高等学校</p>	に	<p>新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内緑町3丁目 新ひだか町静内ときわ町1丁目 新ひだか町静内神森</p>	<p>高静小学校 新ひだか町学校給食センター 静内小学校 平取養護学校静内ペテカリの園分校 静内第三中学校</p>	に
改め、胆振支庁管内の項中			改める。		
<p>「 虻田町字洞爺湖温泉町</p>	洞爺湖温泉中学校	を	<p>北海道人事委員会告示第12号 平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から適用する。ただし、網走支庁管内の項の規定は平成18年3月5日から適用する。 平成18年4月25日</p> <p style="text-align: right;">北海道人事委員会委員長 中澤義則</p>		
削り、			上川支庁管内の項中		
<p>「 早来町字富岡</p>	富岡小学校	を	<p>「 土別市多寄町37線</p>	多寄中学校	を
<p>「 安平町早来富岡 洞爺湖町洞爺湖温泉</p>	富岡小学校 洞爺湖温泉中学校	に	<p>「 土別市多寄町37線 名寄市風連町字瑞生</p>	多寄中学校 風連下多寄小学校	に
改め、日高支庁管内の項中「門別町富川東1丁目」を「日高町富川東1丁目」に、「門別町富川西12丁目」を「日高町富川西12丁目」に、「門別町富川北7丁目」を「日高町富川北7丁目」に改め、			改め、		
<p>「 静内町山手町1丁目 静内町山手町5丁目 静内町ときわ町1丁目 静内町こうせい町2丁目 静内町こうせい町2丁目 静内町緑町3丁目 静内町ときわ町1丁目 静内町神森</p>	<p>静内中学校 山手小学校 静内高等学校 高静小学校 静内町学校給食センター 静内小学校 平取養護学校静内ペテカリの園分校 静内第三中学校</p>	を	<p>「 風連町字瑞生</p>	下多寄小学校	を
削り、			削り、網走支庁管内の項中		
<p>「 様似町朝日丘</p>	様似中学校	を	<p>「 北見市相内町</p>	相内小学校親子共同調理所	を
<p>「 様似町朝日丘 新ひだか町静内山手町1丁目 新ひだか町静内山手町5丁目 新ひだか町静内ときわ町1丁目</p>	<p>様似中学校 静内中学校 山手小学校 静内高等学校</p>		<p>「 北見市相内町 北見市端野町三区 北見市留辺薬町栄町 北見市留辺薬町栄町 北見市留辺薬町旭西 北見市留辺薬町旭公園</p>	<p>相内小学校親子共同調理所 北見商業高等学校 留辺薬小学校 北見市留辺薬学校給食センター 留辺薬中学校 留辺薬高等学校</p>	に
			改め、		

「 端野町字3区 」	北見商業高等学校	及
「 留辺蘂町字栄町 留辺蘂町字栄町 留辺蘂町字旭 留辺蘂町字旭 」	留辺蘂小学校 留辺蘂町学校給食センター 留辺蘂中学校 留辺蘂高等学校	を

削り、胆振支庁管内の項中「早来町大町」を「安平町早来大町」に、「早来町学校給食センター」を「安平町早来学校給食センター」に、「早来町字安平」を「安平町安平」に、「早来町字遠浅」を「安平町遠浅」に、「早来町字北進」を「安平町早来北進」に改める。

北海道人事委員会告示第13号

平成13年北海道人事委員会告示第16号(特地部局及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から適用する。ただし、道職員給与条例関係の表日高支庁管内の項中室蘭土木現業所門別出張所に係る規定及び警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中伊達警察署大滝駐在所、門別警察署日高駐在所、門別警察署本町駐在所、門別警察署厚賀駐在所及び門別警察署に係る規定は平成18年3月1日から、道職員給与条例関係の表網走支庁管内の項中常呂少年自然の家に係る規定及び警察職員給与条例関係の表北見方面管内の項中北見警察署温根湯駐在所及び北見警察署常呂駐在所に係る規定は平成18年3月5日から、道職員給与条例関係の表宗谷支庁管内の項の規定及び警察職員給与条例関係の表旭川方面管内の項中枝幸町歌登西町に係る規定は平成18年3月20日から、道職員給与条例関係の表胆振支庁管内の項の規定及び警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中岩見沢警察署北村駐在所、岩見沢警察署美流渡駐在所、伊達警察署洞爺駐在所、伊達警察署洞爺湖温泉交番及びむかわ町穂別に係る規定及び旭川方面管内の項中名寄市風連町字旭に係る規定は平成18年3月27日から適用する。

平成18年4月25日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

道職員給与条例関係の表宗谷支庁管内の項中「歌登町西町」を「枝幸町歌登西町」に改め、網走支庁管内の項中

「 北見市豊田 」	網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課	1	を
「 北見市常呂町字栄浦 」	常呂少年自然の家	2	

北見市豊田	網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課	1	に
改め、			
「 東藻琴村字千草 女満別町字中央 」	東藻琴食肉衛生検査所 女満別空港管理事務所	2 1	及
「 常呂町字栄浦 」	常呂少年自然の家	2	を
削り、			
「 興部町字興部 」	網走土木現業所興部出張所	1	を
「 興部町字興部 大空町東藻琴千草 大空町女満別中央 」	網走土木現業所興部出張所 東藻琴食肉衛生検査所 女満別空港管理事務所	1 2 1	に
改め、胆振支庁管内の項中			
「 洞爺村字岩屋 」	洞爺少年自然の家	2	を
削り、			
「 厚真町新町 」	室蘭土木現業所厚幌ダム建設事務所	2	を
「 厚真町新町 洞爺湖町岩屋 」	室蘭土木現業所厚幌ダム建設事務所 洞爺少年自然の家	2 2	に
改め、日高支庁管内の項中			
「 平取町本町 」	日高森づくりセンター平取事務所	2	を
「 日高町字緑町 平取町本町 」	室蘭土木現業所門別出張所 日高森づくりセンター平取事務所	2 2	に
改め、			
「 門別町字緑町 」	室蘭土木現業所門別出張所	2	

静内町ときわ町4丁目	室蘭土木現業所門別出張所静内総合治水事務所	1		「	神恵内村大字神恵内村	岩内警察署神恵内駐在所	3	に	
静内町こうせい町2丁目	日高支庁日高地区水産技術普及指導所静内支所	1	を		伊達市大滝区本町	伊達警察署大滝駐在所	3	」	
静内町こうせい町2丁目	日高支庁日高農業改良普及センター	1		改め、					
静内町こうせい町2丁目	日高保健福祉事務所静内地域保健部	1		「	虻田町字洞爺湖温泉町	伊達警察署洞爺湖温泉交番	2		
静内町旭町2丁目	日高家畜保健衛生所	1	」		洞爺村字洞爺町	伊達警察署洞爺駐在所	3	を	
					大滝村字本町	伊達警察署大滝駐在所	3	」	
削り、				削り、					
「	えりも町字庶野	庶野診療所	3	を	「	壮警町字滝之町	伊達警察署壮警駐在所	1	を
				」				」	
「	えりも町字庶野	庶野診療所	3		「	壮警町字滝之町	伊達警察署壮警駐在所	1	
新ひだか町静内ときわ町4丁目	室蘭土木現業所門別出張所静内総合治水事務所	1			洞爺湖町洞爺町	伊達警察署洞爺駐在所	3	に、	
新ひだか町静内こうせい町2丁目	日高支庁日高地区水産技術普及指導所静内支所	1			洞爺湖町洞爺湖温泉	伊達警察署洞爺湖温泉交番	2	」	
新ひだか町静内こうせい町2丁目	日高支庁日高農業改良普及センター	1	に	「穂別町字穂別」を「むかわ町穂別」に、					
新ひだか町静内こうせい町2丁目	日高保健福祉事務所静内地域保健部	1		「	日高町字日高	門別警察署日高駐在所	3	を	
新ひだか町静内旭町2丁目	日高家畜保健衛生所	1	」					」	
				「	日高町本町東3丁目	門別警察署日高駐在所	3		
改め、警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中					日高町門別本町	門別警察署本町駐在所	2	に	
「	千歳市支笏湖温泉	千歳警察署支笏湖駐在所	3	を	日高町字厚賀町	門別警察署厚賀駐在所	2		
				」	日高町富川東1丁目	門別警察署	1	」	
「	千歳市支笏湖温泉	千歳警察署支笏湖駐在所	3		改め、				
岩見沢市北村赤川	岩見沢警察署北村駐在所	2	に	「	門別町字本町	門別警察署本町駐在所	2		
岩見沢市栗沢町美流渡本町	岩見沢警察署美流渡駐在所	2	」		門別町字厚賀町	門別警察署厚賀駐在所	2	を	
					門別町富川東1丁目	門別警察署	1	」	
改め、				削り、					
「	北村字赤川	岩見沢警察署北村駐在所	2	を	「	静内町字御園	静内警察署御園駐在所	3	
	栗沢町美流渡本町	岩見沢警察署美流渡駐在所	2	」		静内町字東静内	静内警察署東静内駐在所	2	
削り、						静内町字春立	静内警察署春立駐在所	2	
「	神恵内村大字神恵内村	岩内警察署神恵内駐在所	3	を		静内町古川町1丁目	静内警察署	1	を
				」		三石町字歌笛	静内警察署歌笛駐在所	3	」

三石町字旭町	静内警察署三石駐在所	2	」
三石町字本桐	静内警察署本桐駐在所	2	
「 新ひだか町静内御園	静内警察署御園駐在所	3	に
新ひだか町三石歌笛	静内警察署歌笛駐在所	3	
新ひだか町東静内	静内警察署東静内駐在所	2	
新ひだか町静内春立	静内警察署春立駐在所	2	
新ひだか町三石旭町	静内警察署三石駐在所	2	
新ひだか町三石本桐	静内警察署本桐駐在所	2	
新ひだか町静内古川町1丁目	静内警察署	1	

改め、旭川方面管内の項中「風連町字旭」を「名寄市風連町字旭」に、「歌登町西町」を「枝幸町歌登西町」に改め、北見方面管内の項中

「 北見市仁頃町	北見警察署仁頃駐在所	2	を
「 北見市仁頃町	北見警察署仁頃駐在所	2	に、
北見市留辺蘂町温根湯温泉	北見警察署温根湯駐在所	2	
北見市常呂町字常呂	北見警察署常呂駐在所	2	

「端野町字二区」を「北見市端野町二区」に改め、

「 留辺蘂町字温根湯	北見警察署温根湯駐在所	2	を
「 常呂町字常呂	網走警察署常呂駐在所	2	を

削る。

北海道人事委員会告示第14号

平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から適用する。ただし、警察職員給与条例関係の表北見方面管内の項の規定は平成18年3月5日から適用する。

平成18年4月25日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

道職員給与条例関係の表胆振支庁管内の項中「早来町字遠浅」を「安平町遠浅」に改め、警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中「早来町大町」を「安平町早来大町」に、「早来町字安平」を「安平町安平」に改め、北見方面管内の項中「留辺蘂町字元町」を「北見市留辺蘂町元町」に改める。

北海道人事委員会告示第15号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から適用する。ただし、第1項の表日高支庁管内の項の規定は平成18年3月1日から、同表空知支庁管内の項の規定及び胆振支庁管内の項の規定は平成18年3月27日から適用する。

平成18年4月25日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項の表空知支庁管内の項中

「 北村字赤川	北村役場	2	を
「 岩見沢市北村赤川	岩見沢市役所北村支所	2	に改
「 女満別町西3条4丁目	女満別町役場	1	を削
り、			
「 遠軽町1条通北3丁目	遠軽町役場	1	を
「 遠軽町1条通北3丁目	遠軽町役場	1	に改
大空町女満別西3条4丁目	大空町役場	1	
め、同表胆振支庁管内の項中			
「 洞爺村字洞爺町	洞爺村役場	3	を
「 洞爺湖町洞爺町	洞爺湖町洞爺総合支所	3	に改
め、同表日高支庁管内の項中			
「 門別町字本町	門別町役場	2	を

「 | 日高町門別本町 | 日高町役場 | 2 | 」に改める。

北海道人事委員会告示第16号

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から適用する。ただし、第1項の表胆振支庁管内の項中伊達市教育委員会大滝教育事務所に係る規定及び日高支庁管内の項の規定は平成18年3月1日から、同表網走支庁管内の項の規定は平成18年3月5日から、同表宗谷支庁管内の項の規定は平成18年3月20日から適用する。

平成18年4月25日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項の表宗谷支庁管内の項中

「 | 歌登町東町 | 歌登町教育委員会事務局 | 2 | 」を

「 | 枝幸町歌登東町 | 枝幸町教育委員会事務局歌登分室 | 2 | 」に改

め、同表網走支庁管内の項中

「 | 端野町字2区 | 端野町公民館 | 1 | 」を

「 | 北見市端野町二区 | 北見市端野町公民館 | 1 | 」に改

め、同表胆振支庁管内の項中

「 | 洞爺村字洞爺町 | 洞爺村教育委員会事務局 | 3 | 」を削

り、

「 | 大滝村字本郷 | 大滝村教育委員会事務局 | 3 | 」を

「 | 伊達市大滝区本郷町 | 伊達市教育委員会大滝教育事務所 | 3 | 」に、

「 | 厚真町京町 | 厚真町教育委員会事務局 | 2 | 」を

「 | 厚真町京町 | 厚真町教育委員会事務局 | 2 |
| 洞爺湖町洞爺町 | 洞爺湖町教育委員会洞爺教育事務所 | 3 | 」に改

め、同表日高支庁管内の項中

「 | 門別町富川東6丁目 | 門別町教育委員会事務局 | 1 | 」を

「 | 日高町富川東6丁目 | 日高町教育委員会事務局 | 1 | 」に改

める。

正 誤

平成18年3月31日（第1760号）

北海道告示第302号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
88 右 32
誤 富川南474番1地先
正 字豊田475番地先

88 右 33
誤 字東川126番
正 字東川131番

平成18年4月14日（第1764号）

北海道告示第358号（土地改良区の役員の就任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
19 右 20
誤 字愛別
正 字愛山

